

九州工業大学教職員組合旅費支給規則

第1条 九州工業大学教職員組合会計規則第8条にもとづきこの規則を定める。

第2条 組合を代表して会議に出席する者にはこの規則による旅費を支給する。

第3条 この規則に定める旅費を分けて次のとおりとする。

交通費 日当 宿泊料 弁当料

第4条 この規則による旅費支給の算定基準はつぎのとおりとする。

- 1 交通費 特別急行座席指定料を基準として計算する。
ただし、名古屋以東の出張に関しては原則として新幹線のぞみ利用料
金とする。往復割引がある場合は往復割引料金で計算する。やむを得
ず航空機を利用する場合領収書添付により全額を支給する。
- 2 日当
1日 5000円
ただし、移動日の日当は4000円とする。
- 3 宿泊料
1泊 10000円
- 4 弁当料
1食 1000円
- 5 その他
市内交通費は一律1日1000円とし、これを超えた場合、
申告により全額支給する。(タクシーの場合領収書が必要)
- 6 集会参加費や懇親会参加費などの経費についても全額支給する。
- 7 オンラインによる出張を行った場合、1日当たり5000円の
オンライン手当を支給する。

第5条 業務執行に必要な旅行中交通事故、天災、その他やむを得ない理由によ
って要した経費はその全額または一部を行動実費として支払うことが
できる。ただしこの場合は委員会においてその支払額を定める。

第6条 出張に際し上部組織より旅費の支給があった場合、後日、組合に全額返
還し、旅費払戻金として処理する。

附則

第7条 この規則の改正は委員会においておこなうことができる。ただし事後
に大会の承認をえなければならない。

第8条 この規則は昭和33年 月 日から施行する。

昭和41年6月29日改正

昭和46年5月26日改正

昭和55年5月27日改正

平成 2年6月 改正

平成 9年9月 5日 改正
平成10年5月29日改正
平成20年8月 5日 改正
令和 3年6月30日改正